

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	水戸証券株式会社		コード	8622
提出日	2020/6/3	異動（予定）日	2020/6/24	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	鈴木 忠宏	社外取締役	○										○				有
2	瀬川 章	社外取締役	○												○	新任	有
3	大野 了一	社外監査役	○										○				有
4	尾林 雅夫	社外監査役	○										○				有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	社外取締役の鈴木忠宏氏は当社と金融商品取引があります。上記取引は、取引条件が一般の取引と同様であるため、独立性に影響を与えるおそれがないと判断し、概要の記載を省略しております。	同氏は証券業に長年従事しており、また、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、合理的な経営判断および経営の透明性、健全性の確保に貢献いただけると判断し、当社の社外取締役として適任と考えております。 なお、取引所の定める独立性判断基準や、当社がコーポレートガバナンスに関する基本方針に基づき定める独立性判断基準のいずれにおいても問題とされうる事項はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
2	該当事項はありません。	同氏は藤田観光（株）において代表取締役社長として企業価値の向上に取り組んだ実績を有していることから、合理的な経営判断および経営の透明性、健全性の確保に貢献いただけると判断し、当社の社外取締役として適任と考えております。 なお、取引所の定める独立性判断基準や、当社がコーポレートガバナンスに関する基本方針に基づき定める独立性判断基準のいずれにおいても問題とされうる事項はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
3	社外監査役の大野了一氏は当社と金融商品取引があります。また、同氏が所属する虎ノ門南法律事務所は当社と取引があります。上記のうち金融商品取引は、取引条件が一般の取引と同様であること、また法律事務所との取引は、その規模・性質から独立性に影響を与えるおそれがないと判断し、概要の記載を省略しております。	同氏は弁護士として専門的知識と豊富な経験を有しており、会社から独立した客観的・中立的な社外の視点で当社の監査を実施いただくとともに、合理的な経営判断および経営の透明性、健全性の確保に貢献いただけると判断し、当社の社外監査役として適任と考えております。 なお、取引所の定める独立性判断基準や、当社がコーポレートガバナンスに関する基本方針に基づき定める独立性判断基準のいずれにおいても問題とされうる事項はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
4	社外監査役の尾林雅夫氏は当社と金融商品取引があります。また、同氏が所属する税理士法人日本橋総合会計は当社と取引があります。上記のうち金融商品取引は、取引条件が一般の取引と同様であること、また税理士法人との取引は、その規模・性質から独立性に影響を与えるおそれがないと判断し、概要の記載を省略しております。	同氏は税理士として専門的知識と豊富な経験を有しており、会社から独立した客観的・中立的な社外の視点で当社の監査を実施いただくとともに、合理的な経営判断および経営の透明性、健全性の確保に貢献いただけると判断し、当社の社外監査役として適任と考えております。 なお、取引所の定める独立性判断基準や、当社がコーポレートガバナンスに関する基本方針に基づき定める独立性判断基準のいずれにおいても問題とされうる事項はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

当社がコーポレートガバナンスに関する基本方針に基づき定める独立性判断基準については、当社ホームページに記載しております。
https://www.mito.co.jp/corporate/ir/governance/pdf/governance_policy.pdf

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。